

新行革大綱アクションプラン

平成15年5月

池田市新行革推進本部

目 次

1	アクションプランの目的	1
	(1) これまでの行財政改革の取り組みとアクションプラン	
	(2) 新行革大綱とアクションプランの関係	
	(3) 個別項目の実施に係る市民参加とアクションプランの関係	
2	アクションプランの目標	3
	(1) 平成14年度までの行財政改革の成果	
	(2) アクションプランを踏まえた数値目標	
3	個別項目ごとの実施結果と行動計画	5
	▼公共施設のみなおし	5
	▼業務運営の効率化に向けたみなおし	6
	▼事務事業のみなおし	7
	▼公共事業のみなおし	8
	▼特別会計及び外郭団体のみなおし	8
	▼組織・機構のみなおし	8
	▼定員及び給与のみなおし	9
	▼補助金等のみなおし	10
	▼収入確保のためのみなおし	11
	▼受益者負担のみなおし	11
	▼広域行政推進のためのみなおし	12
	▼行政の公正の確保と透明性向上のためのみなおし	12
	▼市民と行政の協働推進のためのみなおし	12

1 アクションプランの目的

(1) これまでの行財政改革の取り組みとアクションプラン

本市では、平成8年12月に「池田市行財政みなおし推進計画（みなおし'97）」を、平成12年8月には「新行革大綱」を策定し、行財政改革を計画的に実施してきた。「新行革大綱」は、「みなおし'97」に基づく行財政改革が一定の成果を上げたものの、長引く景気の低迷による市税収入の落ち込み等により、財政構造の硬直化を克服する目処が立たなかったことから、「みなおし'97」の継続・拡充を基本として、未実施の項目のうち引き続き取り組むべきものと新たな項目として取り組むべきものを掲げたものである。

「新行革大綱」は、「みなおし'97」と同じく、平成18年度までを計画期間としている。このうち、策定年度から3年間の平成14年度までを「集中改革期間」と設定し、掲載された項目については、できる限りこの期間内にその結論を出し、実行できるものは直ちに実行することとした。

「集中改革期間」内に、本市の行財政改革は着実な進展を見せているが、本市の財政状況は、引き続き危機的な状況にあり、「新行革大綱」に掲げられた項目の一部には、結論が明らかにされていないものもある。また、そもそも「みなおし'97」及び「新行革大綱」の計画期間は平成18年度までであることから、残存期間における行財政改革の取り組みをより確実なものとするためにも、具体的な行動計画が必要となる。

そこで、今後4年間の「新行革大綱」に基づく行動計画を具体的に明らかにするものとして、この「新行革大綱アクションプラン」を策定するものである。

(2) 新行革大綱とアクションプランとの関係

「新行革大綱」では、改革の視点として、以下のように掲げている。

- 情報公開と選択型行政への転換
- 市民と行政との相互理解
- 行政分野の見直し
- 市民本位の効率的な行政の実現
 - ・民間委託、公設民営、嘱託・パート化等
 - ・広域的調整
 - ・コスト意識の醸成
- 自主財源の確保
 - ・徴収率の向上
 - ・受益者負担

○すべての職員の意識改革

集中改革期間内には、これらの視点からの行財政改革の取り組みが進められてきたが、いずれの視点も、取り組みを完了させてよいものではなく、不断の取り組みの前提となるものである。

このアクションプランでは、「新行革大綱」の基本的な視点を改めて認識し、その上で、個別項目についての具体的行動計画を示すこととする。

アクションプランに掲げる項目は、新行革大綱に掲げられた全ての項目に加え、新行革大綱策定後、約3年を経て、新たに生じた課題として、新行革大綱の視点に沿った取り組みが必要な項目を掲げることとする。新行革大綱に掲げられた項目のうち、実施済みのものについても、このアクションプランにおいて、そのことを明らかにすることとする。

なお、このアクションプランに掲げられていない項目であっても、平成18年度までの計画期間中に、新行革大綱の視点に沿って取り組むべき項目については随時積極的に取り組むべきことは言うまでもない。

(3) 個別項目の実施に係る市民参加とアクションプランとの関係

行財政改革の実施にあたっては、市民の理解が重要である。本市では、これまで、「みなおし'97」や「新行革大綱」の策定、実施に際して市民参加の手法を採り入れてきた。^(注) このアクションプランは、すでに策定済みの「新行革大綱」をどのように進めていくかを示すものであり、行政内部の指針としての性格が強いが、市民に対する説明責任を十分に果たすため、案に対するパブリックコメント手続を実施の上、策定する。また、進行管理についても、従来どおり、ホームページや広報誌を活用した周知に努めるほか、市民代表による「新行革進行管理委員会」の意見を反映させるなど市民参加の手法を採り入れることとする。

個別項目のうち、条例で規定すべき事項、予算措置を要する事項又は予算措置を廃止する事項については、市議会での審議を経た上で実施されることになる。大多数の個別事項の実施については、市民代表である議会により最終的な意思決定が行われることとなり、その意味では、アクションプランの記載が個別項目の実施を担保するものではないが、池田市新行革推進本部としての今後4年間の取り組みを明らかにし、見通しを示すものとして、このアクションプランを策定する。

(注) ①「みなおし'97」における市民参加

- ・「池田市行財政みなおし懇談会」の提言を反映
- ・広報誌に「みなおし'97」要約版を掲載
- ・各小学校区において総合計画とあわせた市民説明会を開催

- ・「みなおし' 97」進行管理委員会を設置、意見を反映
- ・随時、進捗状況をホームページや広報誌に掲載

②「新行革大綱」における市民参加

- ・「池田市公共施設再評価委員会」の提言を反映
- ・市民に行革提言を募集
- ・ホームページに大綱の全文の掲載
- ・市民に大綱への意見を募集（パブリックコメント形式）
- ・新行革進行管理委員会を設置、意見を反映
- ・随時、進捗状況をホームページや広報誌に掲載

2 アクションプランの目標

（１）平成１４年度までの行財政改革の成果

「みなおし' 97」では、数値目標として平成１８年度までの累計で９０億円の経費削減と、平成１１年度末までの３年間で５％（５０人）の職員数削減を掲げた。「新行革大綱」では、経常収支比率が１００％を下回る財政構造の構築を目標として掲げるとともに、「みなおし' 97」の数値目標に上乗せするかたちで、累計で１８０億円（９０億円を上乗せ）の経費削減と、１５％（１５０人）（１０％（１００人）を上乗せ）の職員数削減を目標として設定した。

平成１５年度当初時点での達成状況は、経費削減が累計で１１１億（注１）、職員数削減が１２９人（注２）となっている。経費効果額については、既に実施済みの項目に係る経費削減額が積算されるだけでも平成１８年度末時点での見込み額が約１７６億５，０００万円となり、経費削減、職員数削減ともに目標達成は確実な状況である。

（２）アクションプランを踏まえた数値目標

経常収支比率が安定的に１００％を下回る、より簡素で効率的な行財政システムの構築を図るためには、アクションプランを着実に実行に移すことが必要となる。そこで、数値目標を改めて設定することとする。具体的には、これまでの行財政改革の取り組みも踏まえ、経費削減、職員数削減ともに、さらに目標数値の２０％程度を上乗せすることとする。

すなわち、経費削減額は２２０億円（４０億円を上乗せ）、職員数削減は１８０人（３０人を上乗せ）を目標数値と設定する。

（注１）平成９年度から平成１３年度までは決算額の数値を、平成１４年度は決算見込み額の数値を用いて積算したもの。

(注2) 平成9年度の一般会計予算定数(991人)から平成15年度の一般会計予算定数(862人)を差し引いたもの。

(参考) 数値目標と実績

▽経費効果額

(単位: 百万円)

区 分		9年度～11年度	12年度～14年度	15年度～18年度	計
目 標 額	みなおし'97	9,000			9,000
	新行革大綱	—	9,000		9,000
	アクションプラン	—	—	4,000	4,000
	計				22,000
実	みなおし'97	2,353	2,906	3,877	9,136
	新行革大綱	—	3,251	5,263	8,514
	計	2,353	6,157	9,140	17,650

(注) 実績欄の金額は、各年度区分ごとの累計額である。

▽職員削減数

区 分		9年度～11年度	12年度～14年度	15年度～18年度	計
目 標	みなおし'97	5% (50人)	—	—	5% (50人)
	新行革大綱	—	5% (50人)	5% (50人)	10% (100人)
	アクションプラン	—	—	3% (30人)	3% (30人)
	計	5% (50人)	5% (50人)	8% (80人)	18% (180人)
実 績		68人	61人	—	129人

(注) 実績欄の人数は、各年度区分ごとの実績数値である。

3 個別項目ごとの実施結果と行動計画

- ・ 12～18までの数字は年度を示す
- ・「※」は新規課題を示す

項 目 名	平成14年度までの取組み (平成15年度当初実施を含む)	今後の取組み
▼公共施設のみなおし		
職員住宅	14 供用廃止	—
勤労者センター	13 新町勤労者センターの供用廃止 13 城山勤労者センターでの池田城跡関連資料の展示	15 新町勤労者センター跡地(一部)を売却
古江共同浴場	13 供用廃止	—
共同利用施設	12～14 経費の節減と多目的利用の促進	15 経費の節減と多目的利用の促進
※コミュニティセンター	13 多目的利用の促進 14 職員配置の見直し	15 経費の節減と多目的利用の促進
保育所	13 中央、天神保育所の民営化 13 保育士の配置基準の見直し	16 秦野保育所の民営化 16 「石橋南」での幼保一元化 17 住吉保育所の民営化 17 石橋保育所の民営化又は機能更新
市営住宅	15 借上げ方式の採用	15～ 管理の効率化の検討
幼稚園	14 幼稚園条例の改正	16 再編成、再構築の実施
小学校	14 基本方針を策定	15～ 基本方針(注1)に添った再編成、再構築の検討 (注1) 1小学校において相当期間、設置基準(12学級以上18学級以下)を割り込んだり、大幅に上回った場合を前提とする
※小・中学校の余裕教室の活用	—	15 具体的な利用方針の検討、すみやかな実施
山の家	13 山の家分室の供用廃止	15 委託形態、施設利用のあり方の検討 16 NPO法人等への管理運営委託
青少年野外活動センター	14 基本方針を策定	15 管理運営形態の抜本的な見直し

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
少年自然の家	１３・１４ 職員配置の見直し	１５ 施設の有効利用…市長部局へ移管
北豊島公民館	１３ 供用廃止	１５ 施設の有効利用
水月児童文化センター	１３ ＮＰＯ法人への管理運営委託	—
※青年の家	—	１５ 委託形態、施設利用のあり方の検討 １６ 公共的団体への管理運営委託
教員会館	１３ 職員配置の見直し	１５ 移設の検討
石橋プラザ	１２ 職員配置の見直し	１６ 職員配置の見直し
※コミュニティ広場	—	１６ 地元団体への管理運営委託又は供用廃止
供用廃止後の公共施設のあり方	１３ 住民の自主管理の実施…旧北豊島公民館	１５ 幼稚園跡地処分方針の検討 １６ 幼稚園跡地処分方針に基づく売却等の実施
公共施設管理公社への管理委託のあり方	１３ 防疫業務従事職員の見直し	１５～ 道路、下水道の維持管理業務委託の検討
▼業務運営の効率化に向けたみなおし		
市民文化会館の管理運営業務	１３ (財)いけだ市民文化振興財団への管理運営委託	—
財務会計システムの導入による人件費削減	１４ 関係課職員の削減	—
電話交換業務	１４ 職員配置の見直し	１８ 民間委託
蜂駆除業務	１３ 業務を廃止…公共施設管理公社の自主事業化	—
※安全パトロール業務	—	１６ 効率的な運行体制の検討
家庭ごみ収集業務	１２ 収集区域の見直し…１４区域を１２区域に見直し １３ 収集体制の見直し…ミニコース収集体制の見直し	１５～ さらなる効率化の検討、実施（民間委託を含む）

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
クリーンセンターの機器運 転業務	１４ 職員配置の見直し	１５～ さらなる効率化の検討、 実施（民間委託を含む）
市営葬儀業務 等	１３・１５ 職員配置の見直し	１５ 委託形態、施設利用のあり 方の検討 １６ 民間等への業務委託
市民課業務	１４ 職員配置の見直し	——
くすのき学園 の管理運営	１５ 社会福祉法人への管理運 営委託	——
養護老人ホーム の管理運営	——	１５ 委託形態の検討 １６ 社会福祉法人への管理運 営委託
保育所及びや まばと学園の 調理業務	——	１５～ 効率化の検討
やまばと学園 のバス運転業 務	１２ 民間委託	——
下水処理場の 機器運転業務	１４ 夜間・休日業務の民間委託	１５～ さらなる効率化の検討、 実施（全面的な民間委託を含む）
道路・下水道の 維持管理業務	１４ 職員配置の見直し	１５～ さらなる効率化の検討、 実施（全面的な民間委託を含む）
水道給水装置 等の修繕業務	１４ 直営による宅内水道修繕 業務の廃止	——
病院における 診療科の受付 業務	１２～１４ 全面的に民間委託	——
給食センター 運営業務	１２～１５ 職員配置の見直し	１６ 職員配置の見直し １６～ さらなる効率化の検討、 実施（民間委託を含む）
▼事務事業のみなおし		
被服貸与制度	１２ 事務用ズボンの廃止、事務 服貸与期間の延長 １３ 事務服・技術服貸与期間の 延長 １４ 事務服貸与期間の延長	１５ 事務服貸与期間の延長、事 務服廃止の検討
車両等のリース バック方式	１３ 集中管理車両のリースバ ック	——

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
公用バス	—	１６～ ＮＯｘ規制を踏まえて、 直営による配備の廃止等を検討
庁内印刷業務	１３ タイプ業務の廃止	１５ 委託等効率化の検討 １６ 委託等効率化の実施
経常経費の見直しガイドライン作成	１２～１５ 予算編成時の査定削減 １３ 庁内研究会によるガイドライン作成	１６ ガイドラインを反映した予算編成時の査定削減
宿日直業務	１３ 非常勤化（本庁） １４ 民間委託（水道部）	—
社会教育関係講座	１５ 公民館分館講座の有料化	１５ 各種施設の機能分担の整理
移動図書館	１４ ステーションの見直し等	—
※巡回スポーツ事業	１４ 事業の廃止	—
各種団体事務局業務	１３ 団体による自主運営の促進	１５～１８ 団体による自主運営の促進
▼公共事業のみなおし		
公共事業のみなおし	１３ 建築課依頼工事の設計評価基準の見直し	１５～１８ 工事コストの縮減
▼特別会計及び外郭団体のみなおし		
土地開発公社の健全化	１２～１５ 健全化計画に基づく買戻しの促進	１５～ 健全化計画期間後の健全化方策の検討・実施
特別会計に対する基準外繰出金の見直し	１３・１４ 下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計の見直し １５ 病院事業会計、下水道事業特別会計の見直し	—
さわやか公社の業務見直し	１２～１５ プロパー化、医療センター等への業務移管	１５～ 社会福祉協議会、関係団体との業務分担の見直し、実施 １６ プロパー化の促進
公共施設管理公社の業務見直し	１３ テニスコート管理の民間活用、園路料金徴収の機械化	１６ プロパー化の促進、委託業務の見直し等
特別会計の事業精査	１３ 人員削減（水道事業）、看護婦宿舎の廃止（病院事業）	—
▼組織・機構のみなおし		

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
人事評価システム等の構築	１２ 自己申告制度の実施	１５ システムの構築、試行 １６ 人事評価の実施
職員研修の充実	１３ ＣＳマインド推進研修の実施 １３・１４ 市長同行とびあるき研修の実施 １４ ＯＪＴマニュアルの作成	１５ ＯＪＴマニュアルの活用、市長同行とびあるき研修の実施
組織の見直し	１３ ＩＴ政策・子育て支援部門の強化等	１５ 組織改正の実施
▼定員及び給与のみなおし		
※給料削減	１５ 給料の一律削減…課長以上５％、課長代理以下４％	１６～１７ 一律削減を継続
定期昇給の延伸	１２ 課長以上１２か月延伸	—
※定期昇給の延伸	１５ 課長以上…６か月延伸を３回 課長代理以下…６か月延伸を２回	
定期昇給停止年齢の引下げ	１３ ５８歳停止に引下げ	１５ ５５歳（国並み）への引下げを検討
初任給の引下げ	—	１５～ １号給引下げの検討
期末・勤勉手当の削減	１２～１４ 一律０．３月分削減	—
※期末・勤勉手当の削減	１５ 一律０．１５月分削減	１６～１７ 一律削減を継続
管理職手当の削減	１２ 課長以上の削減…部長１０％、次長５％、課長３％ １３ 課長代理以下の削減…３％	—
※管理職手当の削減	１５ 全管理職の手当削減…理事・部長１０％、参事・次長５％、課長～主査３％	１６～１７ 削減を継続
特別職等の給与削減	１２～１４ 市長以下特別職の給与削減…市長１０％、助役等５％	—
※特別職等の給与削減	１５ 市長以下特別職の給与削減…市長１７％、助役等１２％	１６～１７ 削減を継続

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み																
調整手当の削減	—	１５～ 国の見直し（注２）に準じた段階的な引下げを検討（注２） <table><tr><td>年 度</td><td>１３～ １５</td><td>１６</td><td>１７</td></tr><tr><td>割 合</td><td>１０％</td><td>９％</td><td>９％</td></tr><tr><td>年 度</td><td>１８</td><td>１９</td><td>２０</td></tr><tr><td>割 合</td><td>８％</td><td>７％</td><td>６％</td></tr></table>	年 度	１３～ １５	１６	１７	割 合	１０％	９％	９％	年 度	１８	１９	２０	割 合	８％	７％	６％
年 度	１３～ １５	１６	１７															
割 合	１０％	９％	９％															
年 度	１８	１９	２０															
割 合	８％	７％	６％															
旅費の削減	１２ 日帰り日当の廃止	—																
特殊勤務手当の削減	１３・１４ 一律１０％削減	１５～ 支給対象等の精査																
※特殊勤務手当の削減	１５ 一律１０％削減	１６～１７ 一律削減を継続																
職員数の削減	１２～１５ 予算定数の削減	１６～１８ 予算定数の削減																
勧奨退職・整理退職の活用	１２～１５ 勧奨退職の実施… ５０歳・勤続２５年以上の職員	１６～１７ 勧奨退職の実施																
退職者再任用制度の導入	１４ 再任用制度の実施	１６ 効率的な組織運営に資する制度の運用																
アルバイト制度の見直し	１２・１３ 非常勤職員・アルバイトの一時金の削減 １４ 非常勤職員・アルバイトの一時金廃止	１５～ 効率的な配置の推進																
退職金の分割支給の検討	１３・１４ 内部検討、問題点の整理	１５～ 退職手当債の活用を含めた退職手当財源確保策の検討・実施																
※退職手当支給率の削減	—	１５ 国家公務員に準じた支給率の引下げ																
▼補助金等のみなおし																		
補助金	１２・１３ 団体補助金の一律１０％削減 １５ 補助金検討委員会での見直し削減	１６ 未実施課題の実施																
負担金	１３～１５ 団体負担金の削減	１６～ 団体負担金の削減																

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
▼収入確保のためのみなおし		
徴収率アップ	１３・１４ 徴収体制の強化…専任スタッフの設置、管理職による徴収	１５ 徴収体制の強化
法定外目的税等の検討	１２～１４ 近隣市との共同研究の実施	——
公有地売却	１２ 病院跡地の売却 １３ 山の家分室・看護婦宿舍跡地の売却	１５ 新町勤労者センター跡地（一部）の売却 １５～職員住宅跡地、市営住宅跡地の売却 １５ 幼稚園跡地処分方針の検討 １６ 幼稚園跡地処分方針に基づく売却等の実施 １６～ その他公有地の処分方針の検討・実施
国庫補助金、交付税の確保努力	１２～１５ 各種補助金の確保、交付税算入の事業選択	１５～ 国の措置に対応して検討
※基金・寄付財産の有効活用	——	１５～ 活用方策の検討・実施
▼受益者負担のみなおし		
駐車場の有料化	１２ スポーツセンター・テニスコート駐車場の有料化 １４ 市民文化会館、青年の家の駐車場の有料化を検討、不採算との結論	——
使用料・手数料の見直しガイドライン作成	１３ 財政審議会で検討	１５ 審議会答申を踏まえて検討
ごみの有料化	１４・１５ 廃棄物減量等推進審議会で検討	１５ 審議会答申を踏まえて検討
下水道使用料	１３ 財政審議会で検討	１５ 審議会答申を踏まえて引上げを検討
公立幼稚園入園料、保育料	１３ 財政審議会で検討	１６ 再編成、再構築後の推移を踏まえて検討

項 目 名	平成１４年度までの取組み (平成１５年度当初実施を含む)	今後の取組み
▼広域行政推進のためのみなおし		
広域行政の推進	１３・１４ 豊能３市２町による 防災訓練の合同開催 １３ 豊能地区・周辺市町村の行政水準調査の実施	１５～ 防災訓練の合同開催 １５ 図書館利用の広域化の検討、
▼行政の公正の確保と透明性向上のためのみなおし		
事務事業評価システムの導入	１５ 事前評価の実施	１５ 事中、事後評価の実施 １６ 評価のサイクル化
パブリックコメントの導入	１５ 制度化…要綱制定	１５ 制度の運用、ホームページへの情報コーナーの常設
情報公開の積極的な推進	１２～１５ ホームページの活用促進 １５ パブリックコメント手続の実施	１５ 個人情報保護制度と合わせた情報公開制度の見直し １６ 新たな情報公開制度の運用
審議会、協議会等の積極的公開	１２～１４ 公開会議の拡大	１５～ 公開会議の拡大
▼市民と行政の協働推進のためのみなおし		
職員のボランティア休暇の積極的活用	１３ 公益活動促進に関する条例と連動して活用を促進	——
ボランティア条例の制定・施行	１３ 公益活動促進に関する条例の制定	——
公共施設のＮＰＯ等への委託	１３ 水月児童文化センターの管理運営を委託	１５～ 山の家など委託施設の拡大の検討・実施